田中亮太税理士事務所ニュース

2024年度

★ News <u>『令和6年度 税制 改正 大綱』のポイント</u>

自民・公明両党は令和5年(2023年)12月22日、『令和6年度税制改正大綱』を閣議決定しまし た。"物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現"を最優先の課題として、家庭 支援策としての所得税・住民税の定額減税や賃上げ税制の拡充が柱となり、防衛力強化のための増 <u>税</u>(令和 5 年度税制改正大綱で、法人税・所得税・たばこ税を財源とし、令和 6 年以降の増税開始と されていた)は、増税開始時期を明記せず、増税開始時期の判断は先送りされました。

※ 税制改正大綱…与党が翌年度以降の税制措置の内容や検討事項を毎年末にまとめた文書。政府 はこれを基に税制改正法案を作成し、通常国会に提出する。

『令和6年度 税制改正大綱』の主な内容

所得税・個人住民税の定額減税

- ・納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円・令和6年度 分の個人住民税1万円を減税する。
- ・令和 6 年分の合計所得金額が 1,805 万円超(給与収入のみの場合は 2,000 万円超に相当)の 高額所得者は対象外
- ・令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収(事業所得者は予定納税)などで実施する。
- ・個人住民税の減収額は、全額国費で自治体に補填する。

低所得世帯向け支援

個

人所得税

法

・1 世帯当たり7万円を支給。令和5年3月の物価高対策3万円と合わせ10万円を給付する。

住宅ローン控除の拡充

- ・子育て世帯と若者夫婦世帯に限り、借入限度額を、認定住宅 5,000 万円、ZEH 水準省エネ 住宅 4,500 万円、省エネ基準適合住宅 4,000 万円に拡充
- ・子育て世帯は、床面積要件を、合計所得金額1,000万円以下の者に限り緩和する。

扶養控除の見直し

・児童手当では所得制限が撤廃され、支給期間も高校生年代まで延長されるため、16~18歳 までの扶養控除の見直しを行い、15歳以下の取扱いとのバランス、所得階層間の支援の平 準化を図る。 → 令和7年度税制改正、令和8年分以降の適用を目指す。

賃上げ促進税制の拡充…一定水準以上の賃金増加を実現した企業を対象とする法人税減税制度

- ・大企業は要件を厳格化。大企業のうち従業員2,000人以下など条件に当てはまる場合は、 新たな「中堅企業」の区分・措置を新設する。
- ・中小企業は、減税対象となっても赤字で税優遇を受けられない場合、5年間の繰越控除が できる制度を新設する。

・女性活躍・子育て支援促進企業への上乗せを新設する。

交際費等の損金不算入制度の見直し

・損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準を、1人当たり 現行 5,000 円以下から 1 万円以下に引き上げる。

戦略分野国内生産促進税制の創設…半導体・EVなど5分野の国内製造への税額控除 イノベーションボックス税制の創設…研究開発した特許権など知的財産からの所得に税優遇

令和6年は、能登半島地震、羽田空港での事故に 見舞われた波乱の幕開けでした。改めて東南海地震 への備え、危機管理に身の引き締まる思いです。

本年も、よろしくお願い申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F 田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

発行:田中亮太税理士事務所(令和6年度税制改正大綱)